

## 介護休暇を取得される方へ

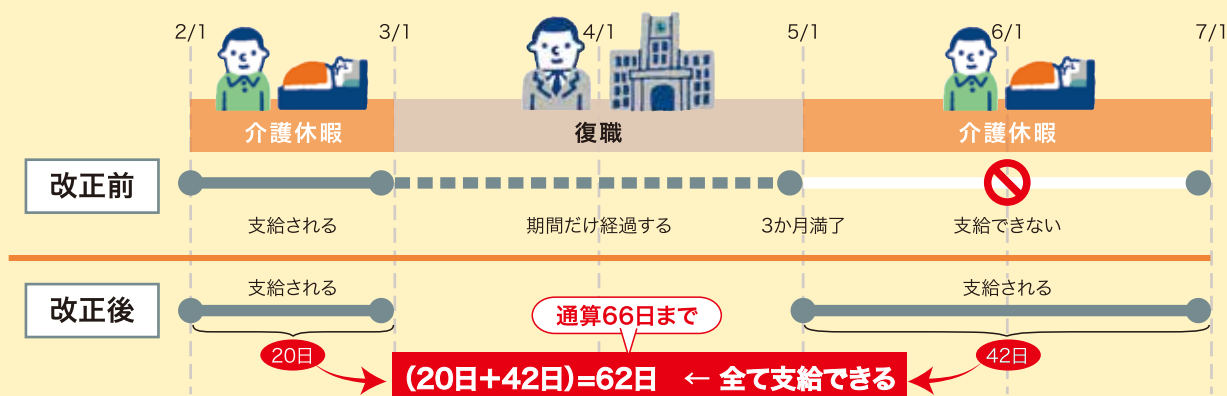
## 介護休業手当金制度が改正されました

平成29年1月1日に施行された法改正に伴い、介護休業手当金の取扱いが変わりましたので、お知らせします。

## 支給期間

平成29年1月1日以降に開始された介護休暇に係る介護休業手当金の支給期間が、改正となりました。改正前「介護休暇開始の日から起算して3月」となっているところ、「介護休暇の日数を通算して66日」となります。

- 【例】1回目を平成29年2月1日～2月28日に取得し、同一人の継続する介護について、2回目を平成29年5月1日～6月30日と取得した場合の改正前の制度と改正後の制度の比較。  
※土日、祝日を除いた日は全て介護休暇を取得したとする



## 〈支給期間の改正に係る経過措置について〉

平成28年10月2日以降に介護休暇を開始した方の介護休業手当金は、改正後の規定が適用され、通算して66日まで支給可能となります。

※平成28年10月1日以前に介護休暇を開始した方の介護休業手当金については、従前のとおり「介護休暇開始の日から起算して3月」となります。

## 要介護家族の要件

支給対象となる要介護家族のうち、祖父母、孫、兄弟姉妹について同居を要件としていましたが、平成29年1月1日より同居要件がなくなりました。

## 給付上限日額

平成28年8月1日に遡って、介護休業手当金の給付上限日額が変更になりました。

## 1 対象

「短期給付掛金の基礎となる標準報酬月額」が下記の月額以上となる組合員についての平成28年8月1日以降の休業期間に係る介護休業手当金。なお、平成28年7月31日までに開始された介護休暇(支給率40%の場合)については、従前どおりの給付上限日額を使用します。

遡及の対象となる方については、平成29年2月24日に給付済みですので、お手元の給付決定通知書をご確認ください。

## 2 給付上限日額

改正前		改正後	
短期給付掛金の基礎となる標準報酬月額	給付上限日額	短期給付掛金の基礎となる標準報酬月額	給付上限日額
440,000円(第24級以上)(支給率67%の場合)	12,927円	470,000円(第25級以上)(支給率67%の場合)	14,207円
440,000円(第24級以上)(支給率40%の場合)	7,718円	変更なし	変更なし

問合せ先 給付貸付課短期給付担当 ☎ 03-5320-6827